

内灘町人事行政の運営等の状況を公表します

町職員の勤務条件や給与等の実態について、町民の皆さんのより一層のご理解をいただくために人事行政の運営等の状況について、そのあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 部門別職員数(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
	令和5年	令和6年		
一般行政部門	128人	136人	8人	民生・衛生部門増員
特別行政部門	54人	55人	1人	消防部門増員
公営企業等会計部門	28人	27人	△ 1人	国保部門減員
合 計	210人	218人	8人	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数です。
2. 公営企業等会計部門職員数には、国保・介護事務職員を含みます。

② 採用者数及び退職者数

採用者数(A)	退職者数(B)	(A)-(B)
19人	11人	8人

(注) 採用者数は令和5年4月2日～令和6年4月1日まで、退職者数は令和5年4月1日～令和6年3月31日までの人数です。

2 職員の人事評価の状況

【概要】地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の人事評価を行っています。
また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

職員の勤務成績の評定の状況

対象期間	能力評価	10月 1日～翌 9月30日	業績評価	4月1日～9月30日及び10月1日～翌3月31日
評定区分	成績(仕事の成果)、情意(行動評価)、能力(基本的能力、仕事の能力、協働の能力)			

3 職員の給与の状況

① 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度 の人件費率
25,882人	12,089,076千円	128,096千円	1,888,799千円	15.6%	16.6%

② 給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

職 員 数 A	給 与 費				一人当り給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
182人	601,365千円	170,591千円	243,134千円	1,015,090千円	5,577千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当は含まれていません。
2. 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

③ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区 分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内 灘 町	94.3	94.7	94.5	93.7	93.3
全国町村平均	96.3	96.4	96.3	96.3	96.3

(注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の給与水準を示す数値です。

④ 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
内灘町	39.2歳	287,000円	321,665円
国	42.1歳	323,823円	405,378円

(注) 1. 一般行政職とは、税務職、介護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職を除く職員です。
2. 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の額を合計して平均したものです。

⑤ 初任給の状況及び経験年数別・平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		初 任 給	2年後の給料	経験年数 10年(平均)	経験年数 15年(平均)
一般行政職	大 学 卒	196,200円	206,600円	256,950円	297,050円
	高 校 卒	166,600円	174,900円	該当者なし	該当者なし

⑥ 一般行政職の級別職員数等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
標準的な職務の名称	主事	主事	主査・総括主査	課長補佐	課長
職 員 数	29人	28人	22人	15人	17人
構 成 比	24.58%	23.73%	18.64%	12.71%	14.41%

区 分	6 級	合 計
標準的な職務の名称	部長	
職 員 数	7人	118人
構 成 比	5.93%	

(注) 1.内灘町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2.標準的な職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3.本表の職員数は再任用を除く一般行政職に限定してあるため、全職員を対象とする6-①(部門別職員数の状況)の職員数と一致しません。

4.構成比の数値は、小数点第三位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。

⑦ 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(令和5年度)			1,331千円
(令和5年度支給割合)			
支給期	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1,200	1,000	2,200
12月期	1,250	1,050	2,300
計	2,450	2,050	4,500
(加算措置の状況)			
・職務の級3級～6級 5～15%			

退職手当(令和6年4月1日現在)

支給率(内灘町)			支給率(国)		
区 分	自己都合	勤奨・定年	区 分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 ・退職時特別昇給 無 令和5年度1人当り 平均支給額 6,136千円			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 ・退職時特別昇給 無		

地域手当(令和6年4月1日現在)

令和5年度決算	支給実績	20,989千円
	支給職員1人当り平均支給年額	106千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
内灘町	3%	198人

特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

令和5年度決算	支給実績	感染症防疫業務	1,113千円
	支給職員1人当り平均支給年額	41千円	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	19.3%	
用地交渉業務、感染症防疫業務、行旅死亡人等の取扱業務の3種類			

時間外勤務手当

令和5年度決算	支給実績	57,441千円
	職員1人当り平均支給年額	434千円
令和4年度決算	支給実績	39,836千円
	職員1人当り平均支給年額	346千円

主なその他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名 (令和5年度支給実績)	内 容 及 び 支 給 単 価	
扶養手当 (16,514千円)	1 配偶者 2 子 3 その他の扶養親族 4 配偶者がいない場合の1人目 ・子 ・その他の扶養親族 ※16歳から22歳までの子の場合	6,500円/月 10,000円/月 6,500円/月 10,000円/月 6,500円/月 加算5,000円/月
通勤手当 (7,886千円)	1 交通機関等利用（最高限度） 2 自動車等利用 ・通勤距離に応じて 2,000円/月～31,600円/月	55,000円/月
住居手当 (9,431千円)	1 職員所有に係る住宅 (新築・購入から5年間) 2 借家・貸間（最高限度）	平成21年度12月より 支給なし 28,000円/月
宿日直手当 (1,918千円)	勤務1回につき	4,400円/回

⑧ 特別職の職員の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給料等月額	期 末 手 当
給料	町長	813,000円	(令和5年度支給割合)
	副町長	662,000円	6月期 1.650月分
	教育長	607,000円	12月期 1.750月分
報酬	議長	420,000円	計 3.400月分
	副議長	368,000円	加算措置： 給料（報酬）月額に加算措置
	議会運営委員長	356,000円	
	常任委員長	356,000円	
	議員	350,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件等の状況(令和5年度)

① 一般職の勤務時間及び年次有給休暇取得状況

開始時間（基本）	終了時間（基本）	平均取得日数
8時30分	17時15分	12.4日

(注) 年次有給休暇の平均取得日数は、1月1日から12月31日までのものです。

② 介護休暇及び介護時間の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	取得者数
介護休暇	0人
介護時間	0人

(注) 令和5年度中に新たに取得した職員数です。

5 職員の休業に関する状況(令和5年度)

育児休業等の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

	取得者数	取得期間			
		3ヶ月以内	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1年～3年
育児休業	11人	2人	0人	3人	6人

(注) 令和5年度中に新たに取得した職員数です。

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況(令和5年度)

分 限 処 分 者	懲 戒 処 分 者
5人	1人

(注)1.分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

2.懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的となされます。

7 職員のサービスの状況

【概要】職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないサービスの根本基準のほか、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「職務上知り得た秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」、「営利企業への従事等の制限」の義務を遵守しながら業務を遂行しています。

8 職員の退職管理の状況

【概要】職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法に基づき以下の規制が講じられています。
○再就職者が、離職前5年間の職務に属する、再就職先等と関連のある契約・許認可等の処分(以下「契約等事務」という。)について、離職後2年間、依頼等を行うことを禁止
○離職前5年間より前に部長または課長の職にあった者は、当該職に就任以降の職務に属する契約等事務について、離職後2年間、依頼等を行うことを禁止
○在職中に自らが決定した契約等事務について、期間の定めなく依頼等を行うことを禁止

9 職員の研修の状況

研修の実施及び受講の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部研修	19研修	65人受講
内部研修	4研修	384人受講

(注)各部署による専門研修等は除きます。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 福利厚生制度

【概要】
○職員の健康管理…労働安全衛生法等に基づく各種健康診断、人間ドック助成等の実施
○職員の医療給付・年金給付…職員は地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員であり、共済組合は短期給付事業(健康保険)、長期給付事業(共済年金)、福祉事業(貸付事業、宿泊事業等)などを行っており、この共済組合の事業は、組合員の掛金と事業主である地方公共団体の負担金で運営されています。

② 公務災害・通勤災害の認定状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公務災害認定件数	1件
通勤災害認定件数	1件

11 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況(令和5年度)

措置要求、審査請求はありませんでした。